

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	山林所得に係る森林計画特別控除		
税 目	所得税（措法 30 の 2）		
要 望 の 内 容	<p>・適用期限の 2 年延長</p> <p>森林法の規定により認定を受けた森林施業計画の対象森林において、その計画に基づく山林の伐採又は譲渡した場合、その課税所得の計算上、収入金額（伐採等に要した経費を除く）の 20%相当額を控除することができる森林計画特別控除を 2 年延長すること。</p> <p>[現行制度] 森林施業計画を策定している森林所有者が、伐採又は譲渡による収入を得たときに 20%を控除する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）		－ 百万円 （－百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 森林施業計画に基づき森林施業を行う場合、伐採時期が制約され森林所有者は不利益を被ることから、これを軽減することにより、私有林における計画的かつ合理的な森林施業を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 森林・林業再生プランにおいて、充実しつつある森林資源の適切な維持管理を図りながら効率的な木材生産を進めるためにも、森林施業計画により計画的な伐採や伐採跡地の更新を図る上でも本特例が必要である。 また、今後、森林計画制度の見直しを進めており、面的なまとまりをもった森林を計画的・合理的に管理する森林計画の策定を促進するためにも、税制上の特例は必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展
		政策の達成目標	森林施業計画認定面積の向上
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成24年12月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	森林の適切な維持管理
		政策目標の達成状況	森林施業計画認定面積 H20年度 750万 ha
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 3,094件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	充実しつつある森林資源を背景に、今後伐採の増加が見込まれる中、本特例により、計画的な森林施業の維持を図ることが期待できる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		森林資源の充実に伴い、今後伐採の増加が見込まれているところであり、特に主伐に対する特例としては本措置が唯一であることから、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを本特例で与えることにより、適正かつ合理的な森林整備及び保全が図られる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(単位: 件、百万円)			
		年	H19	H20	H21 見込
		対象者数	919,833	919,833	919,833
		適用件数	2,967	2,499	2,807
		減税見込額	65	57	53
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	森林資源の充実に伴い、今後伐採の増加が見込まれているところであり、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることにより、適正かつ合理的な森林整備及び保全が図られる。			
	前回要望時の達成目標	森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備を図る。			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—			
	これまでの要望経緯	昭和42年 制度創設(以来2年ごとに延長) 控除額の計算方法の見直しや適用対象の見直しなど			